

【用語】 禁制—制札、禁札ともいう、禁止事項を公示した文書 鬼石之郷—多野郡鬼石町の周辺 札—山札、山へ入り草木を伐採できる鑑札 御公方御用木—將軍家御用の材木 法度—法令、禁令

【解説】 三波川郷は、現在の多野郡鬼石町に位置する山間村落で、江戸時代初期から隣接する山中領（万場町・中里村・上野村）とともに幕府の直轄地であった。慶長三年（一五九八）には代官頭の伊奈忠次による検地が行われた。上野国内の幕府領は、山中領やその近辺、南牧領・西牧領（下仁田町周辺）、桐生領（桐生市周辺）など比較的山間部の地域に集中し、幕府代官によって支配された。

この文書は、三波川郷の支配代官であった成瀬権左衛門が、慶長十七年四月三波川郷あてに発した禁制である。三波川郷内にあった東御荷鉾山は、山札を持った鬼石郷の村民が草木を刈り取ることを許された入会地であった。しかし、東御荷鉾山の「御公方御用木」を切ることに、三波川郷の百姓屋敷付の林で草・薪を切ること、札を持っているという理由で限度を超えて草木を取ることの三点は、この禁制で禁じられた。「御公方御用木」とは、同年に東御荷鉾山内で幕府御用の材木として帳面に付けられた五五〇本の槻（樺の一種）等のことである。この禁制は後年の写であるが、本来は木札に書かれ掲示されたと考えられる。